

令和 6 年（2024）年版

保護者のみなさま

豊中市立小曾根小学校  
校長 富士原 智予

## 非常変災時の措置について

保護者の皆さまには平素より学校教育に対して、ご理解とご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

さて、台風や地震等の非常変災時における措置について下記のように執り行いますので、よろしく願いいたします。

尚、下記のような非常変災時には、可能な限りコドモンにて配信いたしますので、電話によるお問い合わせはご遠慮ください。

### **台風等の場合**

児童の登校以前に、豊中市もしくは豊中市を含む地域に「暴風警報」「大雨警報(浸水害)」「大雨警報(土砂災害・浸水害)」「洪水警報」のいずれかが発令中の場合

- ▶ 午前 7 時現在において、豊中市もしくは豊中市を含む地域に上記の警報のいずれかが発令中の場合は、「自宅待機」をさせていただきます。これらの警報のすべてが午前 10 時までに解除された場合は、学校からコドモンで登校のお知らせを送ります。お知らせの 20 分後を目安に登校班の集合場所に集まってください。その後、集団登校いたします。
- ▶ 午前 10 時までに解除の場合は、「通常授業で、給食あり」となります。
- ▶ 午前 10 時を過ぎても、豊中市もしくは豊中市を含む地域に上記の警報のいずれかが発令中の場合は、「臨時休業」とします。

\*「大雨警報(土砂災害)」は非常変災時の措置の対象外となります。

よって「大雨警報(土砂災害)」だけが発令されても自宅待機や臨時休校にはならず、通常通りの授業をおこないます。

大雨警報の種別については気象庁のホームページや豊中市のホームページ（大阪防災ネットにリンク）でご確認ください。

## 児童が登校した後に、「暴風警報」「大雨警報(浸水害)」「大雨警報(土砂災害・浸水害)」「洪水警報」のいずれかが発令された場合

- 気象状況、校区の状況等を検討し、「集団下校」を行うか、場合によっては、「学校待機」をする場合があります。

\*豊中市の警報発令状況については市のホームページで知ることができます。アドレスは右記の通りです。豊中市HP <http://www.city.toyonaka.osaka.jp>

## **地震等の場合**

- 児童の登校以前に、豊中市に震度5以上の地震が発生した場合は、学校は「臨時休業」とします。その場合、可能な限り、児童・家族の安否、被害の状況等を学校へお知らせください。  
なお、震度5未満であっても、一定の被害が生じた場合については、「自宅待機」の判断は、保護者で行ってください。従って、欠席等の扱いについては、柔軟に判断いたします。
- 児童の在校中に、地震が発生した場合は、児童を運動場等安全な場所に避難させ、通学路の安全確保の後、「集団下校」を行うか、場合によっては、「学校待機」をする場合があります。

## **なかよし学級(放課後こどもクラブ)の場合**

- 別途、なかよし学級(放課後こどもクラブ)からお知らせが出されますので、それに従ってください。